

郡山市告示第 233 号

郡山市三穂田町山口字横山、字上塩ノ原、字平林、字芦ノ口、字宮、字坂下、字小屋場、字庭足、字年柄、字北原、字堀込の各一部及び字温泉山の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 4 の規定による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第 17 条第 1 項の規定により告示する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和 8 年 8 月 27 日

郡山市長 椎根 健雄

1 地図及び簿冊の名称

別紙のとおり

2 閲覧期間 令和 8 年 8 月 28 日（金）から令和 8 年 9 月 16 日（水）まで（20 日間）

3 閲覧場所

期間	場所	時間
令和 8 年 8 月 28 日（金）から 令和 8 年 9 月 6 日（日）まで	郡山市三穂田町山口字芦ノ口 130-2 三穂田公民館芦ノ口分館	午前 9 時 30 分から 午後 3 時まで
令和 8 年 9 月 7 日（月）から 令和 8 年 9 月 16 日（水）まで	郡山市朝日一丁目 23 番 7 号 郡山市役所 農林基盤整備課	

4 その他

(1) 簿冊は、令和 7 年 9 月 26 日現在の状況によって調査し、地図は、令和 8 年 1 月に測量し作成したものである。

(2) 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、2 の閲覧期間に、郡山市長に訂正の申出をすることができる。

ア 誤り等訂正の申出は、書面により行うので各自印章を持参すること。

イ 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

別紙

地図及び簿冊の名称

(1) 地図 甲3 1/500 (芦ノ口・塩ノ原地区)

Q⁸ 区画

11-3 (一部)、15-4 (一部)、21-1 (一部)、21-3 (一部)、25-2 (一部)、
25-4 (一部)、31-1 (一部)、35-2 (一部)

U⁷ 区画

11-3 (一部)、11-4 (一部)、21-1 (一部)、21-2 (一部)、21-3 (一部)、
21-4 (一部)、22-1 (一部)、22-3 (一部)、22-4 (一部)、31-1 (一部)、
31-2 (一部)、31-3 (一部)、32-1 (一部)、32-2 (一部)

計22面

(2) 簿冊

芦ノ口・塩ノ原地区

郡山市三穂田町山口字横山、字上塩ノ原、字平林、字芦ノ口、字宮、字坂下、字小屋場、字庭足、
字年柄、字北原、字堀込の各一部及び字温泉山